

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和4年7月29日から同年11月29日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年7月29日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ桜馬場店
所在地 周南市桜馬場三丁目16番

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 晋

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 晋	令和4年2月28日 退店

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 晋	令和4年3月1日 入店

4 届出年月日

令和4年7月11日